

表 1. 公害防止統括者及び公害防止管理者の選任が必要となる特定工場の要件及び必要な資格

施設の種類	特定工場の要件	排出ガス量 (Nm ³ /h) 排出水量 (m ³ /日)	必要な資格	
			公害防止統括者	公害防止管理者
ばい煙発生施設 (クリックで移動します)	①以下のいずれかが設置されている工場（詳細は左記「ばい煙発生施設」を参照のこと。） ・大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。） ・同表の 14 の項から 26 の項までに掲げる施設	40,000Nm ³ /h以上	常時使用する従業員の数*が 21 人以上の場合のみ選任が必要（資格は不要）	大気関係第 1 種
		40,000Nm ³ /h未満		以下のいずれか 大気関係第 1 種 大気関係第 2 種
	②上記以外のばい煙発生施設を設置する工場で、排出ガス量が 10,000Nm ³ /h以上のもの	40,000Nm ³ /h以上		以下のいずれか 大気関係第 1 種 大気関係第 3 種
		40,000Nm ³ /h未満		以下のいずれか 大気関係第 1 種 ～第 4 種
汚水等排出施設 (クリックで移動します)	①汚水等排出施設等の内、以下のいずれかが設置されている工場で排出水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの（詳細は左記「汚水等排出施設」を参照のこと。） ・水質汚濁防止法施行令別表第 1 の内、19、22、23 の 2、24、26～29、31～35、37、38 の 2、41、43、46～48、50、51、53、58、61～63、63 の 3、64、65～66 の 2、71 の 5、71 の 6 項に掲げる施設（限定要件あり）。	10,000 m ³ /日以上	常時使用する従業員の数*が 21 人以上の場合のみ選任が必要（資格は不要）	水質関係第 1 種
		10,000 m ³ /日未満		以下のいずれか 水質関係第 1 種 水質関係第 2 種
	②上記以外の汚水等排出施設を設置する工場で、排出水量が 1,000 m ³ /日以上のもの	10,000 m ³ /日以上		以下のいずれか 水質関係第 1 種 水質関係第 3 種
		10,000 m ³ /日未満		以下のいずれか 水質関係第 1 種 ～第 4 種

施設の種類	特定工場の要件	排出ガス量 (Nm ³ /h) 排出水量 (m ³ /日)	必要な資格	
			公害防止統括者	公害防止管理者
騒音発生施設 (クリックで移動します)	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの	—	常時使用する従業員の数※が21人以上の場合のみ選任が必要 (資格は不要)	騒音・振動関係
特定粉じん発生施設 (クリックで移動します)	なし	—		以下のいずれか 大気関係第1種 ～第4種 特定粉じん関係
一般粉じん発生施設 (クリックで移動します)	なし	—		以下のいずれか 大気関係第1種 ～第4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
振動発生施設 (クリックで移動します)	振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの	—		騒音・振動関係
ダイオキシン類発生施設 (クリックで移動します)	なし	—		ダイオキシン類関係

排出ガス量：設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計

排出水量：1日あたりの平均的な排出水の量

※ 常時使用する従業員の数とは、個々の工場に配置される従業員ではなく、他の工場や事務所を含む、事業者全体の従業員の総数を指す。

表2. 公害防止主任管理者の選任が必要となる特定工場の要件及び必要な資格

施設の種類	排出ガス量 (Nm ³ /h) 排出水量 (m ³ /日)	必要な資格	左欄によらず除外となる要件
ばい煙発生施設及び 汚水等排出施設	40,000Nm ³ /h以上 かつ 10,000 m ³ /日以上	公害防止主任管理者 または 大気関係第1種 または第3種 かつ 水質関係第1種 または第3種	・ ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合 ・ ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水もしくは廃液の処理工程が互いに独立している場合

項番号	施設名	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20 t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1 t以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1 m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6ℓ以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。

項番号	施設名	規模
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり 0.5 t 以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 ℓ 以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50kg 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 ℓ 以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50kg 以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上であること。
21	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する磷鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 ℓ 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 ℓ 以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 ℓ 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 ℓ 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 ℓ 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。

項番号	施設名	規模
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり 100kg 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり 20 t 以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 ℓ 以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 ℓ 以上であること。
32	ガソリン機関	

これらに相当する施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の附属施設（鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設）に設置されるものを含む。

※ の塗りつぶしがされている施設は、表 1 において、特定工場の要件①の対象となっている施設である。

項番号	施設名	限定要件
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設	

項番号	施設名	限定要件
	ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設	

項番号	施設名	限定要件
	ハ 洗浄施設	
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設	

項番号	施設名	限定要件
	ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄磷の製造の用に供するものに限る。
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーの製造の用に供す

項番号	施設名	限定要件
	設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設	るものに限る。
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	なし
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1・4－ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するもの

項番号	施設名	限定要件
	ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設の うち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設	に限る。
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げる もの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエ ンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、 静置分離器	テトラクロロエチレンを含有する物質 若しくは2-クロロエチルビニルエーテ ルを原料として使用する合成ゴムの製造 の用に供するもの又はニトリル・ブタジエ ンゴムの製造の用に供するものに限る。
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	2-クロロエチルビニルエーテルの製 造の用に供するものに限る。
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げる もの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油 副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学 的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の 製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供す る施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び 蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、 テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設の うち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカ リによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施	トリクロロエチレン、テトラクロロエチ レン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カ ドミウム化合物を触媒として使用して製 造するものに限る。）、メチルメタアクリ レートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物 を原料として使用して製造するものに限 る。）、高級アルコール（1分子を構成する 炭素の原子の数が6個以上のアルコール をいい、ほう素化合物を触媒として使用し て製造するものに限る。）、キシレン（ほう 素化合物を触媒として使用し、又はふっ素 化合物を溶剤として使用して製造するも のに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化 合物を触媒として使用して製造するもの に限る。）若しくはエチレンオキサイドの 製造の用に供するもの又はエチレンオキ

項番号	施設名	限定要件
	設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	サイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（１・４－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	なし
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	なし
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又は

項番号	施設名	限定要件
	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4－ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4－ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
49	農薬製造業の用に供する混合施設	
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1・4－ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	

項番号	施設名	限定要件
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するものに限る。
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（ただし、鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されているものを除く。） イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	銅、鉛若しくは亜鉛の第1次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第2次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若

項番号	施設名	限定要件
	む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	しくは6価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	なし
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
66	電気めっき施設	カドミウム化合物、シアン化合物、6価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
66の2	エチレンオキサイド又は1・4－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	なし
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	なし
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	なし

※ 塗りの塗りつぶしがされている施設は、表1において、特定工場の要件①の対象となっている施設である。

※ 工場からの水が全量終末処理施設を有する公共下水道に排出されている場合には、当該工場は特定工場とはならない。

○騒音発生施設（施行令第4条）

[表 1 に 戻 る](#)

項番号	施設	規模
1	機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。
2	鍛造機	落下部分の重量が1 t以上のハンマーに限る。

○特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2）

[表 1 に 戻 る](#)

項番号	施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設（鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設）に設置されるものを含む。

○一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）

[表 1 に 戻 る](#)

項番号	施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50 t以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積が1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するもの限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上であること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上であること。

これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設（鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設）に設置されるものを含む。

○振動発生施設（施行令第5条の2）

[表 1 に 戻 る](#)

項番号	施設	規模
1	液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。
2	機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。
3	鍛造機	落下部分の重量が1 t以上のハンマーに限る。

○ダイオキシン類発生施設

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1（抜粋）)

[表 1 に 戻 る](#)

項番号	施設	規模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1 t以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上のもの、溶解炉にあっては容量が1 t以上のもの

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2（抜粋）)

項番号	施設
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設

項番号	施設
9	四ークロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	二・三ージクロロー一・四ーナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	八・十八ージクロロー五・十五ージェチルー五・十五ージヒドロジインドロ[三・二ーb:三'・二'ーm]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設